

# 今月の焦点

## 主要行10年度決算と銀行貸出の現状

### 要約

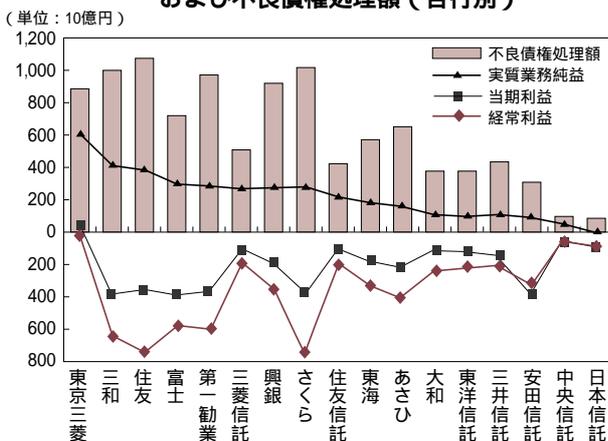
平成11年3月期決算では多額の不良債権処理の結果、主要17行の全てが経常赤字となった。ただし今回から新しい会計基準が導入されたことで、単純な数値の前年比較はあまり意味のないものとなっている。また、銀行貸出を取り巻く環境には大きな変化があり、経営健全化計画、新BIS規制の導入等に対応して今後各行がどのような行動を取るかが注目されている。

### 主要17行の10年度決算概要

都市銀行など主要17行(文末注)の11年3月期決算が発表された。

多額の不良債権処理を行なった結果、主要行全てが経常損益段階で赤字を計上し、最終損益も一行を除き赤字決算となった(図1)。

図1 平成11年3月期決算 主要17行損益および不良債権処理額(各行別)



資料 決算短信

業務純益については全体で 23%の減益となったが、これは一般貸倒引当金の繰入負担増加を受けてのことであり、引当金繰入前の実質業務純益は合計で前年比+8%の増益となっている。その主因としては、低金利政策下の資金調達コストの減少や債券売買益の増加などがあげられる。

公的資金注入を受けた各行は、金融再生委員会が1月に発表した「資本増強に当たっての償却・引当についての考え方」に基づいた厳格な

不良債権処理を行い、その結果17行合計での償却・引当額は10.4兆円に達した。なお、新たに採用された金融再生法の開示基準(後述)による期末の不良債権残高は合計で20兆円強となっている。主要行は、償却・引当の厳格化から不良債権処理の終了を表明しているが、今後の気動向次第では、担保価値に響く地価の下落や、債権分類額を増加させる債務者の財務内容の劣化など、さらなる処理負担増加の可能性も残っている。

BIS自己資本比率は、分母と分子の両面から改善し17行平均で11%を超える良好な数値となり、対前年比では約2%と目ざましい改善を見せている。分母(リスクアセット)は、貸出や海外資産の減少により圧縮されており、分子(自己資本)は7兆円を超える公的資金注入と税効果会計(後述)相当分6.6兆円が資本増加に寄与した結果、資本勘定の55%を占めることとなった。

### 会計基準の変更

10年度決算では、主として次のような会計基準の変更が行われた。

#### 単体決算への税効果会計導入

今年度より、従来連結決算のみに採用されていた税効果会計が単体決算にも導入されることとなった。そのため、前回見られたような連結と単体での最終損益の格差は是正された。

税効果会計導入によって主要17行は、合計で6.6兆円、29%に上る資本勘定の増強効果を

得ることができた。6.6兆円の内訳は、最終損益をかさ上げする法人税等調整額が2.5兆円、未処分利益を増加させる過年度税効果調整額が4.1兆円となっている。

なお、金融監督庁の示す繰延税金計上の基準は原則今後5年間の利益の範囲内とされているものの、一部の銀行では範囲を超えての計上も見受けられる。

#### 不良債権の開示における新基準の導入

主要行については今回より新基準として、金融再生法に基づく不良債権の開示が義務付けられた。また、従来採用されていた税法に基づく開示基準であるリスク管理債権については、過半の銀行は「新リスク管理債権（注）」に移行し、一層厳格な開示姿勢がとられている。

金融再生法基準は、個々の貸出よりも債務者の財務状態に着目して不良債権を把握しているため、その範囲はより広くなっている。同基準によると期末の不良債権残高は17行合計で20兆8千億円であるが、新リスク管理債権の増加（範囲拡大）により、両者の差額は単純比較で約9千億円にとどまっている。

（注）「新リスク管理債権」では、未収利息分を計上しない会計処理を行うことで延滞していない債権も分類対象としている。そのため「(旧)リスク管理債権」よりも金融再生法基準に近くなっている。不良債権の範囲の広さは「自己査定」、「金融再生法」、「新リスク管理債権」、「(旧)リスク管理債権」の順となっている。

自己査定の債務者区分		金融再生法	リスク管理債権
分類	破綻先 実質破綻先	破綻更生債権及びこれらに準ずる債権	破綻先債権 延滞債権
分類	破綻懸念先	危険債権	延滞債権 3ヵ月以上延滞債権 貸出条件緩和債権
分類	要注意先	要管理債権	貸出条件緩和債権 3ヵ月以上延滞債権
非分類	正常先	正常債権	

（注）自己査定の分類は、担保の有無等個々の貸出により異なる。

#### 連結対象の拡大

実質支配基準に基づき、これまで連結対象から外れていた系列ノンバンクなどが新たに対象に加わった。都銀の一行が複数の海外子会社を連結対象からはずした他は、全て対象を拡大しており、連結子会社数は17行合計で923社と、前年比240社、+35%の増加となっている。

従来、不良資産を非連結子会社に隠す例が多かったことから注目されていた不良債権（新リスク管理債権）の連・単倍率については、ほぼ1倍近辺（連結で+6%の増加）に収まった。これは単体での新リスク管理債権開示額の増加、ならびに連結子会社の不良債権処理が進んだことが主因とみられている。ただし、系列リース会社を連結していない銀行も見受けられる等、若干の不透明感も残っている。

#### 銀行貸出の現状

主要17行の11年3月末の貸出残高は合計で303.6兆円と、前年比約20兆円減少した。減少幅の最も大きい都銀は、一行で3兆6千億円のマイナスとなっている。

これは、企業側の需資低迷はあるものの、銀行側の要因として、以下の理由が考えられる。

#### 不良債権処理

11年3月期の債権放棄額は、ゼネコンならびに関連会社向け不良債権の処理が主因となり、17行合計で1兆6千億円に上った。なかでも関連ノンバンクについては、実質支配力基準による新連結決算導入により処理を急いだものと見られている。

また、自己査定の結果を会計処理に反映させる観点から、今回より100%引当済みの破綻先、延滞債権をバランス・シートから両建ではずす「部分直接償却」が実施された。これによる貸出資産の減額幅は7兆円超とみられている。

#### 信用収縮

新たに開示が義務付けられた金融再生法基準

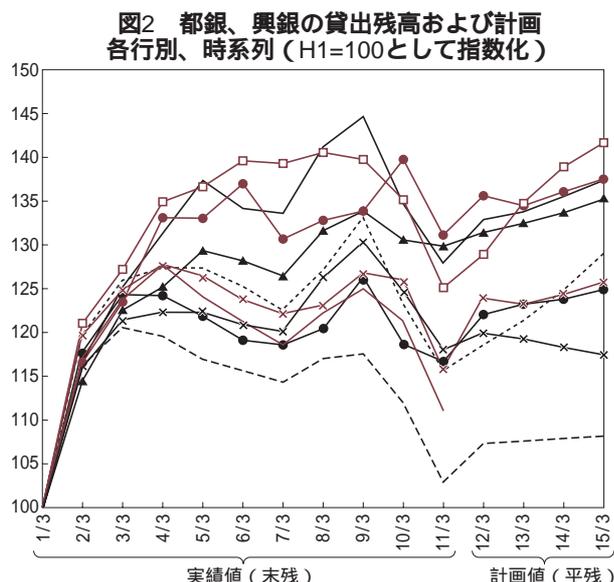
による不良債権の定義は、個々の貸出案件よりも債務者の財務内容に着目したものとなっている。加えて、自己資本比率の引上げと収益性向上を目指した金融機関は、貸出先選別を加速させていると思われる。

また、海外向け貸出金は 海外拠点、業務のリストラ ジャパンプレミアムによる外貨調達 の困難化 アジアの信用不安、等により回収が進められるとともに、期中の円高基調もあり残高を減少させている。

中小企業向け貸出は中小企業信用保証制度案件に積極的に取り組む一方、倒産増加を受けて直接償却や外資系金融機関向けのバルクセールによる処理も実施されている。そのため貸出金に占める中小企業向け融資比率は、都銀平均で71.7% 69.1%へと 2.6%の減少となった。

### 健全化計画にみる融資戦略

今年3月に発表された公的資金注入行による経営健全化計画においては、収益目標を達成するためとはいえ、大半の銀行が今後数年間の積極的な貸出金増加目標を掲げている(図2)。



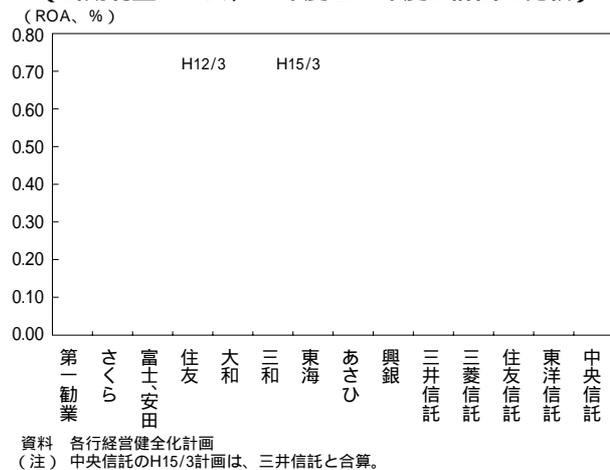
資料 各行有価証券報告書および経営健全化計画

また、中小企業向け融資についても再生委

員会の要請を受けて、15年3月までに2兆9千億円増加させるとの計画を表明している。今後の戦略としては、中堅・中小企業と個人部門を重点分野とする一方、大企業取引や海外業務は縮小し、全体での利ザヤ引上げを計画しているところが多く見られるが、銀行により意欲的な目標を設定しているところ、固めに見ているところ等の個差は生じている。不良債権処理については、今回で一段落したと考え、計画期間中の負担を軽く見積もっている銀行が多くなっている。

しかしながら、各行の目指す収益水準の目標は全般的に高く(図3)、財務内容の健全性を備えた中小企業の借入金ボリュームが急速に増加することも考えづらいため、各行独自の収益拡大施策が注目される。

**図3 経営健全化計画におけるROA計画値 (当期利益ベース、11年度と14年度の計画を比較)**



### 金融検査マニュアル

金融監督庁は、今年4月に銀行等を検査する際の指針となる「金融検査マニュアル」の「最終とりまとめ」を公表した。同「最終とりまとめ」は昨年12月に公表された「中間とりまとめ」を厳しすぎると見る金融界や産業等からの意見集約を踏まえ、合計24回にわたる審議の結果、ようやく策定されたものである。

本マニュアルにおいては、不良債権に分類される債務者の区分がより明確化されており、適用される11年9月中間決算からは、金融機関は一層厳格な不良債権処理迫られることになる。また、従来体力の弱い銀行ほど、自己査定が甘い傾向にあったが、本マニュアル採用により、各行でバラつきがみられた査定・引当基準が統一されるとともに、銀行行動の平準化が進むと考えられる。

公的資金注入行は、すでに11年3月期決算よりマニュアル原案に沿った引当処理を実施しているが、それ以外の金融機関にも大手行に見られるような貸出先選別の動きが加速されるであろう。

### 新 BIS 規制の影響

今年6月、バーゼル銀行監督委員会は、BIS規制の見直し原案を発表した。(2000年3月まで市中コメント募集。)新規制では自己資本比

表1 新BIS規制原案における格付リスクウェイト

格付	ソブリン	事業法人
AAA～AA	0%	20%
A <sup>+</sup> ～A	20%	100%
BBB <sup>+</sup> ～BBB	50%	100%
BB <sup>+</sup> ～B	100%	100%
B 未満	150%	150%
未格付	100%	100%

資料：バーゼル銀行監督委員会による市中協議ペーパー

率に資産の質を反映させるため、貸出資産の信用リスク評価を細分化しており、今後銀行の融資姿勢への影響が予想されている。

企業向け貸出については、現行BIS規制でのリスクウェイトの掛目は、一律100%とされているが、新規制原案では20%、100%、150%と格付に応じた3段階に分けられている(表1)。150%が適用されるのは、格付Bマイナス未満

の企業のみであり、格付未取得の企業は100%とされているものの、実態を反映させた結果、国内企業貸出先の多くがBマイナス未満と位置付けられる可能性もある。そのような場合、再度信用収縮が再燃するおそれもあり、銀行にとっては、資産の質、収益性など今以上に優先順位を明確化する必要性が高まろう。

また、海外向け融資については、従来リスクウェイト0%とされていたOECD加盟国政府に対しても、格付に応じた掛目の適用が要求されていることから、今後海外資産の圧縮や入替の動きが活発化することが予想されている。

### 注目される各行貸出戦略

以上のとおり、10年度主要行決算においては、従来のような損益計算書上の各数値の増減等よりも、むしろ不良債権処理ならびに新たな会計基準の導入が注目されることとなった。

一方、従来から銀行の収益の柱である貸出資産は、直近では前述のとおり様々な要因により、残高縮小傾向にある。

これからは、経営健全化計画に見られるボリューム拡大策と新制度を踏まえての選別策により、各行ともに独自の戦略展開の重要性が高まるといえよう。

(萩尾 美帆)

(文末注) 主要17行：あさひ、さくら、第一勧業、東京三菱、富士、東海、三和、住友、大和、中央信託、東洋信託、日本信託、三井信託、三菱信託、安田信託、住友信託、日本興業  
うち経営健全化計画未提出行：東京三菱、日本信託  
(なお、富士と安田信託の計画はH12/3より、三井信託と中央信託はH13/3より合算値となっている。)